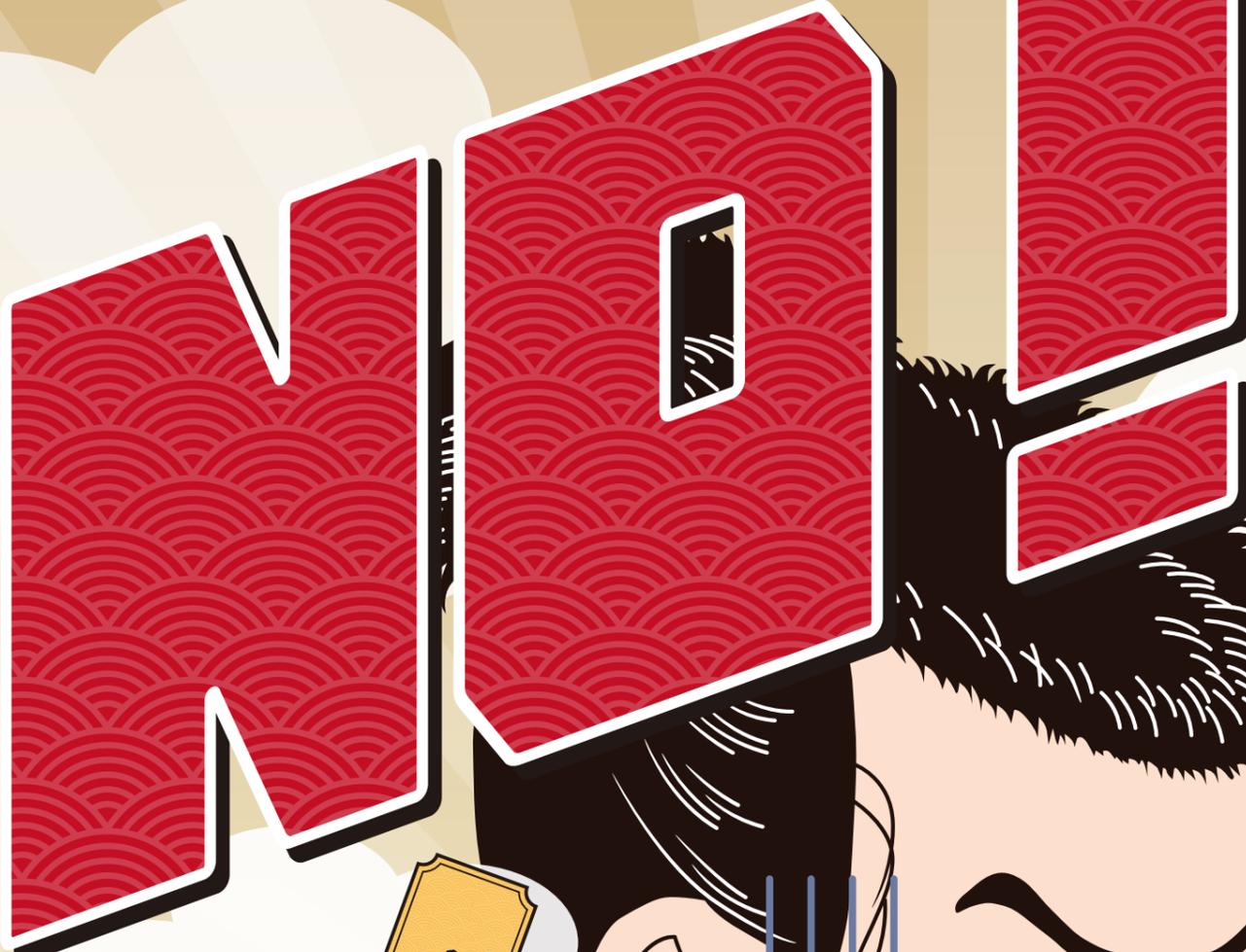


受動喫煙

他人のタバコの煙や蒸気を吸ってしまふこと



原則
屋内禁煙



事務所
オフィス
飲食店

みんなの職場たもんで、まわりの空気大事にしてみよう

令和2年(2020年)4月より改正健康増進法の施行に伴い、多数の人が利用する施設については原則屋内禁煙となり、違反者への罰則も設けられました。
さらに改正法では望まない受動喫煙が生じないように喫煙者等に配慮義務も求められています。

豊橋市HP
受動喫煙防止サイト

